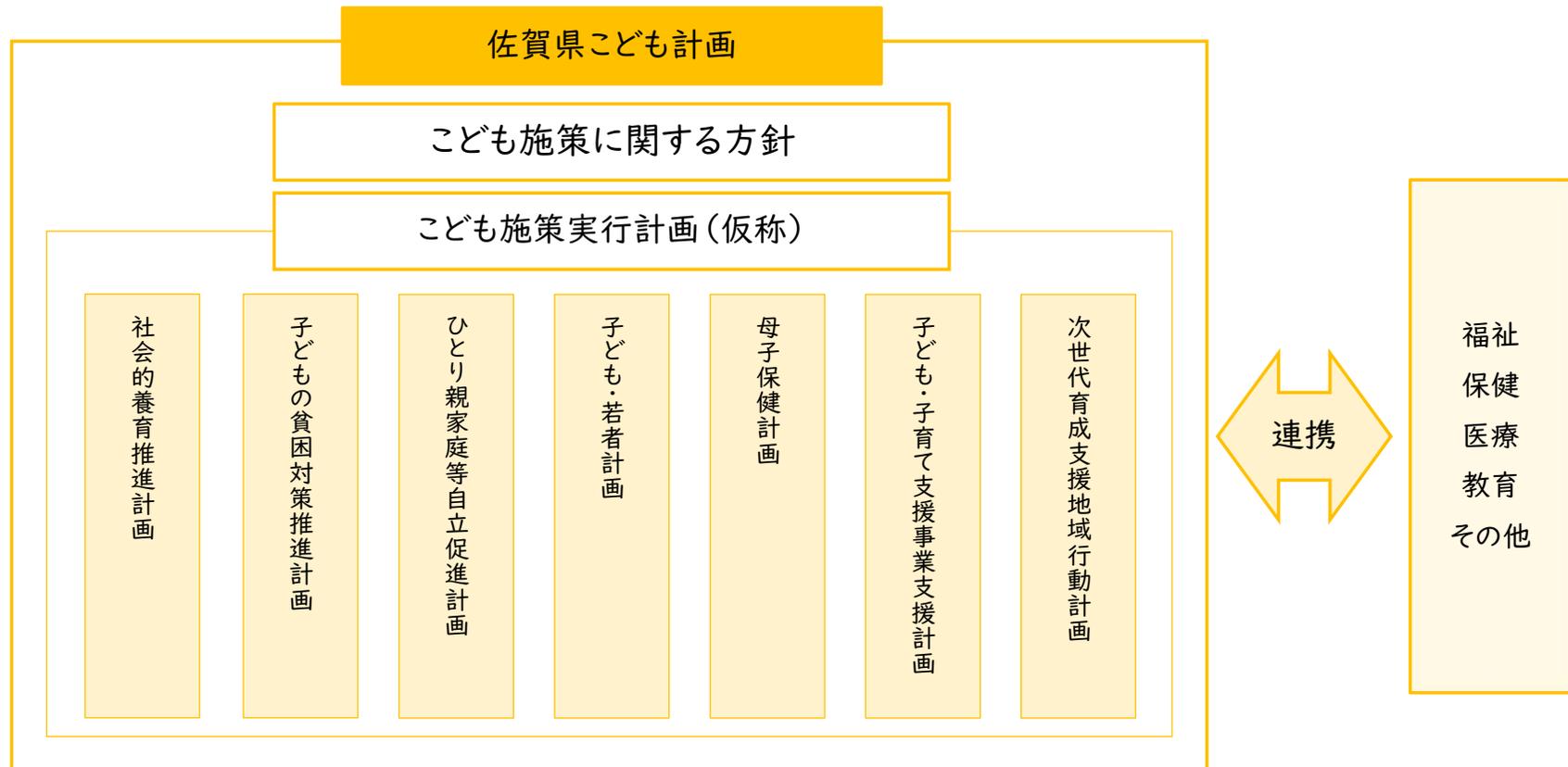


佐賀県こども施策実行計画の概要

佐賀県 男女参画・こども局 こども未来課

(1) 佐賀県子ども計画の全体像

- 「子ども施策に関する方針」と「子ども施策実行計画（仮称）」を合わせ、「佐賀県子ども計画」を策定
- 「子ども施策に関する方針」では、子ども施策への県の想いを、「子ども施策実行計画（仮称）」では、個別の計画を一体のものとして策定し、具体的な施策に取り組んでいく



(2) 佐賀県子ども計画策定のポイント

1. **子ども基本法、子ども施策に関する個別法等に基づく計画を一体的に、策定する。**
→ 計画期間: 令和7年度～令和11年度(5年間)
2. **子ども施策への県の想いを「子ども施策に関する方針」として策定**
→ 子どもに関わるすべての方に、佐賀県の子ども施策発信
→ やさしい言葉で、わかりやすく表現
手に取ってもらいやすいポケットサイズで作成、配布する。
3. **具体的な取組を「子ども施策実行計画」として策定**
→ 「子ども施策に関する方針」を実現するための取組を記載する。
→ これまでの佐賀県の子ども施策である佐賀県次世代育成支援地域行動計画」を基に、
「ヤングケアラー」「子どもアドボカシー」「プレコンセプションケア」「子どもの権利」などを追加
※ 国の「子ども大綱」も勘案して策定する

(3) こども施策に関する方針 概要

○「こども施策への県の想い」を大きく3つに分けて、こどもに関わる全ての方に発信

こども時代は未来への滑走路

人と交流し、やさしさに触れ、
新たなことに挑戦し、時には失敗してもいい
いろんなことを経験してこそ
こどもたちは未来へ飛び立っていきます

滑走路を作るのは私たち大人の役目
不安や悩み、困りごとを抱えたこどもたちも
周りの大人の温かい眼差しに見守られながら
前向きに成長できる社会にしていきたいと思ひます

そして、将来、働くこと、誰かと家族になること、親になることなど
こどもたちが自ら進む将来への夢や希望を応援していきたい

佐賀県は人と人との結びつきや地域の絆が強い県です
「佐賀で育てよかった」と思える
そんな佐賀県をみんなで創っていきましょう



高い志と佐賀への誇り、やさしさを
持った骨太なこどもの育ちを応援

こどもたちの気持ちや意見を大切に
し、自分で決めて、挑
み込んで応援育て

困りごとがあるこどもや若者、
その家庭に寄り添った支援



不安や心配ごとがあるこどもや
その家庭に、関わる人たち自らが選んだ
一緒に寄り添い、支援しま

将来のライフプランを
叶える環境づくり

すべての人が、自ら思い描く様々な幸
せのカタチを大切に、それが実現で
きる環境をつくれます。



(4) こども施策実行計画に関する全体像

第1章 はじめに

第2章 計画の基本的な方針と推進体制

第3章 計画の施策体系・指標・数値目標

第4章 具体的な施策展開

施策1 高い志と佐賀への誇り、優しさを持った骨太なこどもの育ちを応援できる環境づくり

施策2 困りごとがあるこどもや若者、その家庭に寄り添った支援

施策3 自らが選んだ将来のライフプランを叶える環境づくり

(5) こども施策実行計画(仮称) 概要

具体的な施策展開

1 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太なこどもの育ちを応援

具体的取組

- (1) こどもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進
- (2) こども・若者、子育て世帯への支援の充実による子育てを応援する気運の醸成
- (3) 幼児期の教育・保育等の推進
- (4) 総合的な放課後対策の充実
- (5) 地域における子育て支援の充実
- (6) 有害情報や犯罪等からこども・若者を守る取組

2 困りごとがあるこどもや若者、その家庭に寄り添った支援

具体的取組

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養育体制の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病児童等への支援
- (5) 障害児施策の充実
- (6) 困難な状況にあるこども・若者とその家族への支援
- (7) 子どもの貧困対策の推進

3 自らが選んだ将来のライフプランを叶える環境づくり

具体的取組

- (1) 若い世代が描くライフプランを応援
- (2) 妊娠、出産、育児へのライフステージに応じた支援
- (3) 母子の疾病の早期発見、早期治療による、障害や疾病の重症化の防止

1 高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太なこどもの育ちを応援

(1) こどもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりの推進

★こどもを一人の人間として向き合う意識の向上

- 地域で子ども・若者を育成する環境づくりの推進
- 人に寄り添い、人を大切に作る心の育成
- 学校等における育成支援

★将来的な胃がん発生予防

★こどもの虫歯予防

- 県医師会等との連携による性に関する指導の推進
- 若者の就労等支援の充実
- 郷土への愛着やほこりを持った子ども・若者の育成
- グローバル社会を自ら切り開いている子ども・若者の育成

(2) こども・若者、子育て世帯への支援の充実による子育てを応援する気運の醸成

★こども施策の情報発信の強化

- 子育て応援の店の推進
- 子どもたちへの食育の推進
- 身体活動の推進
- 子育て家庭に対する経済的負担の軽減
- 子育てしやすいまちづくりの推進

(3) 幼児期の教育・保育等の推進

- 幼児教育・保育に従事する者の確保及び質の向上
- 幼児期の教育・保育の一体的提供
- 医療的ケア児、特別な支援が必要とする子どもへの支援
- 区域の設定
- 子ども・子育て支援に係る量の見込みと提供体制の確保
- 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

(4) 総合的な放課後対策の充実

- 放課後児童クラブの整備、人材確保及び質の向上
- 放課後子供教室の充実
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進

(5) 地域における子育て支援の充実

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点
- 乳児家庭全戸訪問
- ファミリー・サポート・センター
- 一時預かり
- 延長保育
- 病児・病後児保育
- 幼稚園における預かり保育
- 家庭教育への支援の充実

(6) 有害情報や犯罪等から子ども・若者を守る取組

- 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進
- 子ども・若者が安心してインターネット等を利用できる取組の推進
- 子ども・若者が犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進
- 喫煙・飲酒・薬物乱用を防止する活動の推進

2 困りごとがあるこどもや若者、その家庭に寄り添った支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 早期発見、早期対応の総合的な対策の推進 (※)

(2) 社会的養育体制の充実

- 社会的養育体制の整備
- 施設入所後の児童や家庭への支援 (※)

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 子育て・生活支援
- 就業支援
- 養育費の確保支援
- 経済的支援

(4) 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性
特定疾病児童等への支援

- 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や家族等の支援
- 小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業などの推進
- ★小児がん患者の家族の支援

(5) 障害児施策の充実

- 療育・教育体制充実のための児童発達支援事業及び放課後
デイサービス事業の推進
- 特別支援学校生徒の就労支援の充実
- 市町立小・中学校における教職員の専門性向上
- 医療的ケア児、特別な支援を必要とする子どもへの支援

(6) 困難な状況にあるこども・若者とその家族への支援

- 子ども・若者支援地域協議会の支援ネットワークの充実及び要保護児童
対策地域協議会との連携強化による総合的な支援体制の推進
- 訪問支援（アウトリーチ）の充実
- 子ども・若者総合相談センターの充実による自立支援体制の推進
- ニート等への就労支援等の推進
- 困りごとがある子ども・若者やその家族に寄り添った支援の推進
- 困難な状況にある子ども・若者を支援する担い手の人材育成

(7) 子どもの貧困対策の推進

- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援

※ (1) に「ヤングケアラー」、(2) に「こどもアドボカシー」に関する記載を含む

★…新規追加項目

3 自らが選んだ将来のライフプランを叶える環境づくり

- (1) 若い世代が描くライフプランを応援
 - ★将来のライフプランを考える機会を創出
 - 出会い・結婚の応援
 - 若年層の正社員化支援

- (2) 妊娠、出産、育児へのライフステージに応じた支援
 - 妊娠・出産に関する正しい知識の普及 (※)
 - 妊娠・出産・育児の不安の解消
 - 不妊・不育症に関する相談・支援

- (3) 母子の疾病の早期発見、早期治療による、障害や疾病の重症化の防止
 - 子どもや母親の健康の確保
 - 小児医療等の充実
 - ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 男女共同参画の推進 (男性の家事・育児参画の促進)

※ (2) に「プレコンセプションケア」に関する項目を追加予定

★…新規追加項目

(7) 計画策定に関するスケジュール

令和6年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
こども施策推進協議会				R6年度第1回 (意見交換)		R6年度第2回 (意見交換)	意見照会	R6年度第3回 (意見交換)				R6年度第4回 (計画最終)
こども計画 (仮称)	方針案作成				案	パブコメ		策定・公表				
	実行計画案作成				概要	素案	案	パブコメ		計画案作成	策定・公表	
意見募集 など						市町・関係機関等		意見聴取・意見反映 など				
						こども・若者、子育て当事者等		意見聴取・意見反映 など				

こども等に関する表記について

○ 計画全体としては「こども」を使用し、若者も対象とする項目は「こども・若者」と表記

※「こども」…年齢の概念にはよらないものとして使用する。

○ 各項目の対象による表記を使用する。

「乳児」… 1歳に満たない者

「幼児」… 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

「児童」… 満18歳に満たない者
小学校に在籍するもの

「生徒」… 中等教育（中学校、高等学校に在籍するもの）

「子ども」「子ども・若者」… ※「子」を漢字表記する

- ・母子保健法
- ・児童福祉法
- ・教育における用語
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
など

参考：

○こども基本法 第2条

「こども」……心身の発達の過程にある者

○こども大綱

「こども」……こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

「乳幼児期」…義務教育年齢に達するまで

「学童期」……小学生年代

「思春期」……中学生年代からおおむね18歳まで

「青年期」……おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者。

「若者」……思春期及び青年期の者。「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いる。